

2024年11月から

## フリーランス新法の施行について

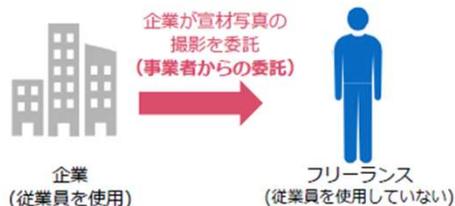
フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、「フリーランス新法」※①が施行されます。  
※①「フリーランス・事業者間取引適正化等法」

### 法律の目的

- ① フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化
- ② フリーランスの方の就業環境の整備

### 適用対象、範囲

#### この法律の対象



#### ■ 本法における「フリーランス」の定義

- ・個人事業主
- ・法人であって従業員※②を使用しないもの  
※②週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者

#### ■ 対象となる取引の内容

- 「物品の製造・加工」「情報成果物の作成」※③「役務の提供」を委託する取引  
※③ソフトウェア、映像コンテンツ、デザインなど

Point! 業界・業種の限定はありません。発注業者からフリーランスへ委託する全ての業務が対象となります。

### 義務・禁止事項

- ・書面等による取引条件の明示
- ・報酬支払期日の設定・期日内の支払
- ・帰責なく報酬を減額することや、不当な仕事のやり直しをさせることの禁止

#### 取引の適正化

- ・募集情報の的確表示
- ・育児介護等と業務の両立に対する配慮
- ・ハラスメント対策に係る体制整備
- ・中途解除等の事前予告・理由明示

#### 就業環境の整備

### 対応の進め方

自社内に、フリーランス保護法の適用を受ける業務委託契約があるかどうかの確認を行ったうえで、委託内容を明確にすることが必要となります。  
詳細については、参考リンクよりご参照のうえ、ご不明点については、お気軽に当事務所へお問い合わせください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001261528.pdf> <https://www.mhlw.go.jp/content/001278830.pdf>

## 法改正ご案内

### ■ 高齢雇用継続給付支給率の引き下げ（2025年4月）

高齢雇用継続給付とは？

－60歳以上65歳未満の労働者に支給される雇用保険の給付であり、65歳までの雇用継続の支援、促進を目的とするものです。

高齢雇用継続給付の種類

－「高齢雇用継続基本給付金」「高齢再就職給付金」の2種類があります。

支給率の変更について

－2025年4月以降、新たに60歳となる被保険者に対する支給率が、現行の「最大15%」から「最大10%」へ縮小されます。

(ご参考) 賃金低下率に応じた支給額

64%以下	支給対象月の賃金額×10%
64%超75%未満	支給対象月の賃金額×支給率
75%以上	支給なし

#### 編集後記

今月に入り一気に気温がさがり、朝晩は肌寒さを感じるようになりました。味覚の秋、読書の秋、スポーツの秋、と、この季節ならではの楽しみもありますが、皆様は、休日はいかがお過ごしでしょうか？季節の変わり目ですので、お体には気を付けてお過ごしくださいね。

